

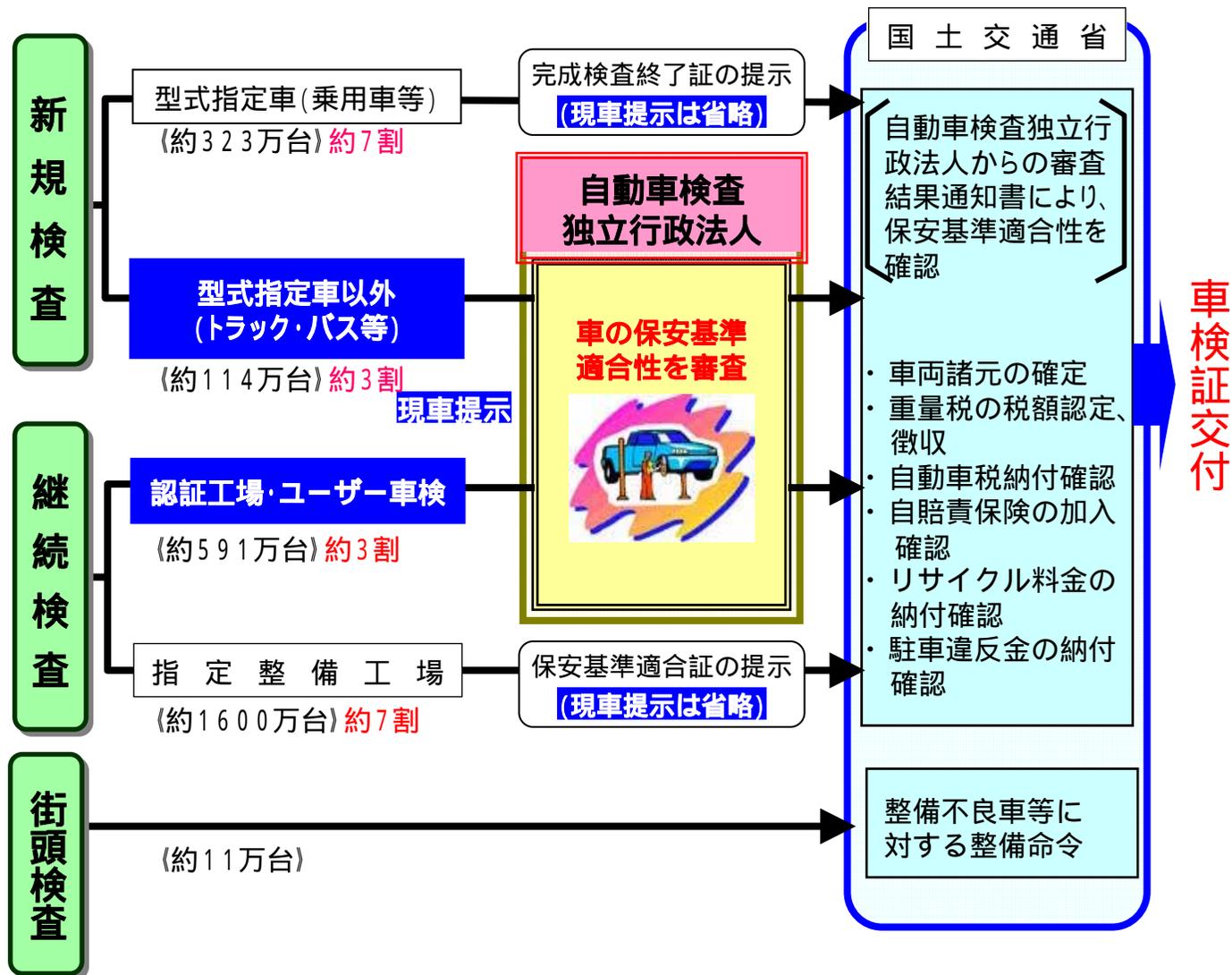
**自動車検査業務  
(自動車検査独立行政法人)  
ヒアリング資料**

---

平成19年11月14日

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

# (参考) 自動車検査の概要



# (参考) 自動車検査独立行政法人の概要

## 1. 業務

- 自動車保安基準に適合するかどうかの審査の実施
- 街頭検査における自動車保安基準に適合するかどうかの審査の実施
- 上記業務に付帯する業務の実施

## 2. 役職員数

役職員数(実員) 864名(役員(監事除く)4名含む)  
平成19年1月時点

組織 本部及び全国93事務所

## 3. 設立経緯

平成14年7月に設立され、第一期中期計画は18年度に終了し、19年度からは第二期中期目標期間となる。

## 4. 検査台数

合計 859万台(平成18年度)

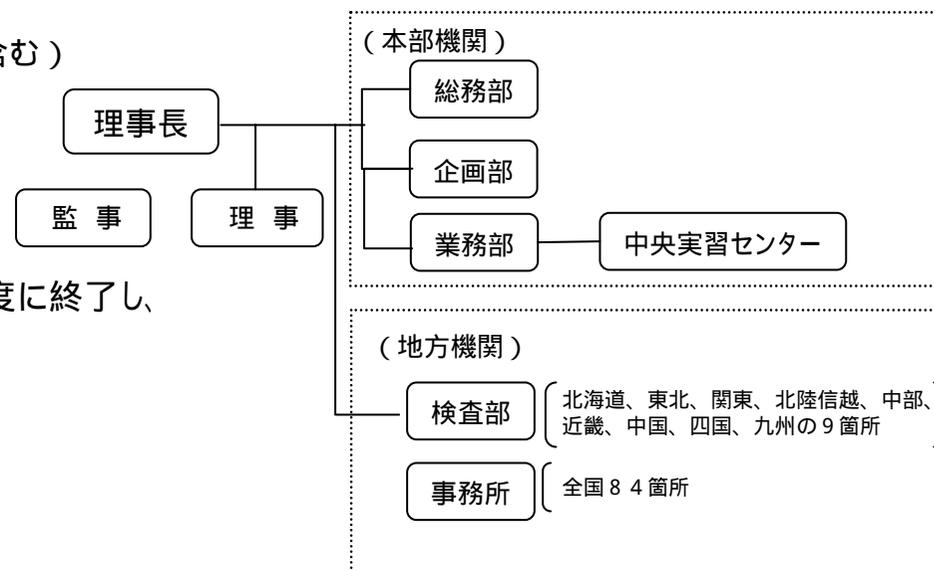
(内訳) 新規検査: 114万台  
継続検査: 591万台  
街頭検査: 11万台  
その他: 143万台

## 5. 予算

約118億円(平成19年度)

(内訳) 運営費交付金 7,753百万円  
施設整備費補助金 1,887百万円  
自己収入( ) 2,173百万円

平成20年1月(予定)から自己収入化



# 論 点

---

**論点** :自動車検査の専門性・技術性の点から、検査法人の  
行っている自動車検査は検査法人の職員しか行うことが  
できないか

**論点** :官民競争入札等を実施した場合、手抜き検査が横行するか

**論点** :官民競争入札等を実施した場合、不採算地域における  
サービスの廃止が発生するか

# 論点 : 自動車検査の専門性・技術性の点から、検査法人の行っている自動車検査は検査法人の職員しか行うことができないか

## < 国土交通省の見解の概要 >

検査法人における自動車検査については、下記のとおり、高い専門性・技術的判断を必要とする。

- ・ 点検整備未実施車が多く、合否ぎりぎりでの判断が多い(例:「ガタ」か「あそび」かを判断することが必要)。

これに対し、指定整備工場での自動車検査では、点検整備後の出来栄確認を行っているため、合否ぎりぎりでの判断がほとんどない(例:「ガタ」の場合には、修理をした上で、自動車検査を実施)。

- ・ 自動車検査の合否判定が難しいときには、自動車検査を拒否する指定整備工場もある。

## < 検討の方向性 >

現在、既に、民間の指定整備工場で自動車整備・自動車検査が広く行われている。また、自動車検査の実施方法や判断基準を規定した「審査事務規程」が定められている。

そのため、落札者へ適切な引継ぎを実施するとともに、随時、検査法人より検査情報を落札者に提供するなど必要な情報を共有すれば、検査法人の職員以外の者でも自動車の状況を判断することができるのではないか。

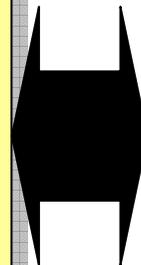
# 論点 : 官民競争入札等を実施した場合、手抜き検査が横行するか

---

## < 国土交通省の見解の概要 >

集客やコスト削減に重点が置かれ、手抜き検査が横行する。

仮に手抜き検査が行われたとしても、事後的に手抜き検査の発生の有無を確認することが不可能である。



## < 検討の方向性 >

不適格な事業者が落札しないよう入札参加要件を適切に設定するとともに、落札者の業務遂行を適切に監督すれば、手抜き検査の発生は防止できるのではないかと。

落札者が検査を行った車両に対する抜き打ち検査や監視カメラの設置等により、手抜き検査の発生の有無を確認することができるのではないかと。

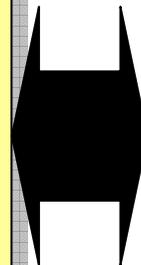
# 論点 : 官民競争入札等を実施した場合、 不採算地域におけるサービスの廃止が発生するか

---

## < 国土交通省の見解の概要 >

集客やコスト削減に重点が置かれ、不採算地域におけるサービスの廃止が発生する。

落札をした民間事業者が倒産した場合、当該地域での自動車検査業務が行えないという状況が発生してしまう。



## < 検討の方向性 >

一定の業務委託金額が支払われた上で、ある自動車検査場における自動車検査業務が業務委託の対象とされる以上、不採算地域におけるサービスの廃止は発生しない。

不採算地域については、「引き続き官が実施」とすることもできる。

不適格な事業者が落札しないよう入札参加要件を適切に設定すれば、倒産により当該地域での自動車検査業務が行えないという状況は発生しないのではないかと検討する。